

一般社団法人 ジャスト・ラビング・スキー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、「一般社団法人ジャスト・ラビング・スキー」と称する。

2. 英文表記は「Just Loving Ski」、略称は「JLS」とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9515 番 3 号地に置く。

2. 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、スキーヤーの競技活動支援を通じてスキーの普及と発展に貢献するとともに、スキーヤーの経験を広く社会に還元し、その活動を通じて世の中に感動と希望を与えることを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) スキー大会・スキーキャンプ・イベントの開催事業
- (2) スキーに関するセミナーの開催事業
- (3) スキーに関連する情報発信事業
- (4) スキーヤーの派遣事業
- (5) スキーヤーの活動基金事業
- (6) スキーヤーの共済事業
- (7) スキーヤーのセカンドキャリア事業
- (8) スキーに関係する商品の企画・開発・商品化・販売事業
- (9) リース・レンタル事業
- (10) オークション事業
- (11) 古物の売買業
- (12) 前各号に掲げる事業に付随又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行なう。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行なう。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(入会)

第7条 正会員になろうとするものは、社員総会において別に定めるところにより申し込み、理事長の承認を受けなければならない。

2. 賛助会員になろうとするものは、社員総会において別に定めるところにより申し込み、理事長の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- (4) 定期に会費を納入せず、当法人による会費の納入に関する督促が3回に達したとき。
- (5) 反社会的勢力の構成員、またはその関係者、反社会的勢力の支配・影響を受けていることが判明したとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 総正会員の同意があったとき。
- (8) 当法人が管理を委託している知的財産または技術(文書図面等及び電磁的方法によって指示されるもの、機械器具類を含む)を、寄託者または原権利者、当法人の承諾なくして他の者に再実施させたとき。

(退会)

第10条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、第20条2項に定める社員総会の特別決議をもって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款または規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき。
- (3) その他の除名すべき正当な理由があるとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第13条 当法人は、会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

(会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名または名称、住所、電話番号、メールアドレスを記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(種別)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第16条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

2. 開催地は、主たる事業所の所在地、又は理事会の決議により決定された場所において開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長、又はその社員総会において出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議として、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議の省略)

第22条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的**方法**により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事に付いては、次の事項その他法令で定める事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 社員総会の日時及び開催地
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 社員総会に出席した正会員の数(書面表決者及び電磁的方法表決者、表決委任者を含む)
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨
2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
3. 第22条(決議の省略)に該当する決議があった場合、次の事項を記載した議事録を作成する。
- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第4章 役員

(役員を設置)

第25条 当法人は、理事3名以上5名以内、監事1名以上3名以内の役員を置く。

2. 理事のうちから代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。
3. 理事のうち複数名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第26条 役員は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2. 理事長、副理事長は理事会の決議により理事の中から定める。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
4. 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2. 副理事長は、理事長を補佐する。
3. 理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の集結の時までとし、再任を妨げない。

4. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の集結の時までとし、再任を妨げない。
5. 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
6. 役員は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、役員として相応しくない行為があったときは、第20条2項に定める社員総会の特別決議をもって解任することができる。

(報酬等)

第31条 役員の報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(アドバイザー)

第32条 当法人に、アドバイザーを置くことができる。

2. アドバイザーは、理事会において任期を定めた上で選任し、再任を妨げない。
3. アドバイザーは、一般社団法人・財団法人法上の役員ではなく、当法人に対して何らの権限を有しないが、当法人の運営に関する理事の諮問に対し、参考意見・アドバイスを述べることができる。
4. アドバイザーは無報酬とする。

第5章 基金

(基金の拠出)

第33条 当法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第34条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決定によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第35条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第36条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人に置いて別に定めるものとする。’

第6章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から(翌年)7月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 本定款は、第20条2項に定める社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第41条 本法人は、第20条2項に定める社員総会の特別決議をもって解散することができる。

(残余財産)

第42条 当法人が解散等により清算をするときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与する。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成25年7月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第44条 当法人の設立時の理事(氏名五十音順)、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 岡部哲也

設立時理事 片桐逸子

設立時理事 児玉 修

設立時理事 佐藤久哉

設立時理事 谷 祐輔

設立時代表理事 岡部哲也

設立時監事 富井悦子

(設立時社員の氏名及び住所)

第45条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。(氏名五十音順)

設立時社員

住所 東京都(以下略)

氏名 岡部哲也

設立時社員

住所 長野県(以下略)

氏名 片桐逸子

設立時社員

住所 長野県(以下略)

氏名 児玉 修

設立時社員

住所 新潟県(以下略)

氏名 佐藤久哉

設立時社員

住所 神奈川県(以下略)

氏名 谷 祐輔

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

(以下余白)

以上、一般社団法人ジャスト・ラビング・スキー設立のため本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。(氏名五十音順)

平成 24 年 9 月 13 日

設立時社員 岡部哲也

[記名]

[印]

設立時社員 片桐逸子

[記名]

[印]

設立時社員 児玉 修

[記名]

[印]

設立時社員 佐藤久哉

[記名]

[印]

設立時社員 谷 祐輔

[記名]

[印]

(以下余白)

改版履歴

平成 24 年 9 月 13 日 第 1 版

- ・初版発行

平成 30 年 10 月 31 日 第 2 版

- ・第 2 章(会員)第 9 条(会員の資格喪失)(5)に反社会勢力の排除に関する条項を追記。
(6)以降番号を更新。

- ・第 2 章(会員)第 9 条(会員の資格喪失)(8)「文書図面等および電磁的方法」を「文書図面等及び電磁的方法」に修正。

令和 3 年 10 月 12 日 第 3 版

- ・第 4 章(役員)第 32 条(アドバイザー)を追記。以降、条番号を更新。

令和 4 年 10 月 12 日 第 4 版

- ・第 3 章(社員総会)

- ・第 18 条(招集)2.招集の方法を追加。

- ・第 21 条(代理)議決権行使の委任方法として「書面もしくは電磁的方法」を追記。

- ・第 22 条(決議の省略)「電磁的記録」を「電磁的方法」に修正。

- ・第 23 条(報告の省略)「電磁的記録」を「電磁的方法」に修正。

- ・第 24 条(議事録)3.決議の省略に該当する決議があった場合の議事録の記載事項を追加。

(以下余白)